平成２３年（フ）第２９５号
新潟市西区小新西２丁目２番12号　ヴィレッヂひまわり104号
債務者　今　　美奈
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９８号
新潟市中央区米山６丁目２番18号　西米山ハイツ慈光205号、前住所新潟市西蒲区仁箇1544番地10
債務者　金子　伸之
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０２号
新潟市中央区紫竹山４丁目８番５号
債務者　齊藤　武彦
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０８号
新潟市西区青山５丁目３番16号　コーポメディカル青山12号、前住所新潟市江南区亀田本町３丁目１番18号
債務者　村木　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１９号
新潟市中央区美の里10番７号
債務者　齋藤　敏治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２９号
新潟市西区鳥原203番地２　山崎貸家３号
債務者　吉村　貴行
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３１号
新潟市西蒲区浦村１番地の１
債務者　椎谷智恵子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５１号
新潟市中央区網川原１丁目11番５号
債務者　長嶋　祐子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
新潟県阿賀野市飯森杉365番地19
債務者　谷川　秀子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７１号
新潟県東蒲原郡阿賀町両郷甲1437番地
債務者　谷川　文作
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２５９号
愛知県稲沢市高御堂十丁目２番１―529号
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６０号
愛知県一宮市音羽１丁目10番35号
債務者　石川　英治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７３号
大阪府岸和田市西之内町44番35号
債務者　平山　　睦
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
大阪府阪南市鳥取972番地の１　コスモハイツ三木201号
債務者　中村　慎吾
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
大阪府阪南市鳥取972番地の１　コスモハイツ三木201号
債務者　中村美佐江
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
大阪府泉南市男里７丁目４番19号
債務者　砥上　時雄
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
大阪府堺市西区鳳西町１丁88番地87　デルフィ鳳301号
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係